

＜平成29年3月定例会議案概要＞

・第1号議案 越谷市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

越谷市公平委員会委員川合時雄氏の任期満了（平成29年4月4日）に伴い後任委員を選任することについて、議会の同意を求めるもの。

《後任委員》

氏名：川合時雄（かわい・ときお）

略歴：元東彩ガス株式会社代表取締役社長

越谷市公平委員会委員

・第2号議案 越谷市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

越谷市固定資産評価審査委員会委員富永保氏の任期満了（平成29年3月31日）に伴い後任委員を選任することについて、議会の同意を求めるもの。

《後任委員》

氏名：富永保（とみなが・たもつ）

略歴：司法書士

土地家屋調査士

越谷市固定資産評価審査委員会委員

・第3号議案 越谷市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

越谷市特別職報酬等審議会の答申を尊重し報酬を改定するとともに、整形外科医を設置すること等に伴い、所要の改正を行うもの。平成29年4月1日から施行

(1) 非常勤特別職の報酬の額の改定

| 職名 | 区分 | 現行額 | 改定額 |
|--------------------------|---------|-------------|----------|
| 教育委員会 | 委員長 | 月額 86,400円 | 91,300円 |
| | 委員長代理 | 月額 75,900円 | 80,200円 |
| | 委員 | 月額 72,800円 | 76,900円 |
| 選挙管理委員会 | 委員長 | 月額 42,600円 | 44,900円 |
| | 委員 | 月額 36,400円 | 38,400円 |
| 公平委員会 | 委員長 | 月額 30,200円 | 31,900円 |
| | 委員 | 月額 25,000円 | 26,400円 |
| 監査委員 | 代表監査委員 | 月額 108,200円 | 114,300円 |
| | 識見を有する者 | 月額 99,800円 | 105,400円 |
| 固定資産評価審査委員会 | 委員長 | 年額 55,200円 | 58,300円 |
| | 委員 | 年額 46,900円 | 49,500円 |
| (自治基本条例推進会議委員をはじめとする50職) | | 日額 5,500円 | 6,000円 |

(2) 児童生徒の健康診断を行う嘱託医師に「整形外科医」を加えるもの

報酬(日額)：34,400円

(3) 投票所の投票立会人について交替を可能とするため費用弁償の調整規定を設けるもの

投票所の投票立会人 10,800円 / 期日前投票所の投票立会人 9,600円

(調整規定) ただし、交替で立会いを行う場合にあっては、その人数で除して得た額

・第4号議案 越谷市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

一般職の国家公務員の給与の改正に伴い、扶養手当の改定を行うもの。平成29年4月1日から施行

(1) 職員に配偶者がいる場合

| 扶養親族 | 職員の区分 | 現行額 | 改定額 | | | |
|------------------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | | H29年度 | H30年度 | H31年度 | H32年度以降 |
| 配偶者 | 課長級以下 | 13,000円 | 12,000円 | 10,000円 | 8,000円 | 6,500円 |
| | 副部長級 | | | | 3,500円 | 3,500円 |
| | 部長級 | | | | | (支給しない) |
| 子(1人につき) | — | 6,500円 | 7,000円 | 8,000円 | 10,000円 | 10,000円 |
| 父母等(1人につき) *1 | 課長級以下 | 6,500円 | 6,500円 | 6,500円 | 6,500円 | 6,500円 |
| | 副部長級 | | | | 3,500円 | 3,500円 |
| | 部長級 | | | | | (支給しない) |

(2) 職員に配偶者がいない場合

| 扶養親族 | 職員の区分 | 現行額 | 改定額 | | | | |
|-----------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | | H29年度 | H30年度 | H31年度 | H32年度以降 | |
| 子 | 1人目 | — | 11,000円 | 11,000円 | 10,500円 | 10,000円 | 10,000円 |
| | 2人目以降 | — | 6,500円 | 7,000円 | 8,000円 | 10,000円 | 10,000円 |
| 父母等 *2 | 1人目 | 11,000円 | 9,000円 | 8,000円 | 7,000円 | 6,500円 | |
| | | | | | 副部長級 | 3,500円 | 3,500円 |
| | | | | | 部長級 | | (支給しない) |
| | 2人目以降 | 6,500円 | 6,500円 | 6,500円 | 6,500円 | 6,500円 | |
| | | | | | 副部長級 | 3,500円 | 3,500円 |
| | | | | | 部長級 | | (支給しない) |

*1 「父母等」とは、父母、孫、祖父母、弟妹、同一世帯に属する3親等内の親族などをいう。

*2 「子」と併給する場合は、「2人目以降」を適用する。

・第5号議案 包括外部監査契約の締結について

- (1) 契約の目的：包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- (2) 契約の始期：平成29年4月1日
- (3) 契約金額：1,300万円を上限とする額
- (4) 契約の相手方：和光市新倉一丁目11番90号

和田正夫(公認会計士)

・第6号議案 越谷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例制定
について

児童福祉法の一部が改正され、里親の定義規定が整理されることに伴い、次に掲げる条例中で引用する同法の条項が移動するため条文整備を行うもの。平成29年4月1日から施行

- (1) 越谷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例
- (2) 越谷市子ども医療費支給に関する条例
- (3) 越谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例

・第7号議案 越谷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（省令）の一部が改正され、指定小規模多機能型居宅介護事業所において、同一敷地内で看護師又は准看護師が兼務できる事業所の種類に「指定地域密着型通所介護事業所」が追加されたことに伴い、省令に従い、同様の改正を行うもの。公布の日から施行

・第8号議案 越谷市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（省令）の一部が改正され、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において、同一敷地内で看護師又は准看護師が兼務できる事業所の種類に「指定地域密着型通所介護事業所」が追加されたことに伴い、省令に従い、同様の改正を行うもの。公布の日から施行

・第9号議案 越谷市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

介護保険法施行規則（省令）の一部が改正され、主任介護支援専門員の資格要件として更新時における研修制度が導入されたことに伴い、省令に従い、条例中の主任介護支援専門員の定義規定について、同様の改正を行うもの。公布の日から施行

・第10号議案 越谷市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（省令）の一部が改正され、指定就労継続支援A型の運営に関する基準が見直されることに伴い、省令を参酌等し、同様の改正を行うもの。平成29年4月1日から施行

- (1) 利用者の希望を踏まえた就労の機会の提供を行う旨の規定を追加するもの
- (2) 事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金総額以上となるようにする旨の規定を追加するもの
- (3) 賃金及び工賃の支払いに自立支援給付を充ててはならない旨の規定を追加するもの
- (4) 運営規程で定めるべき項目に利用者の労働時間等を追加するもの

・第11号議案 越谷市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（省令）の一部が改正され、就労継続支援A型の運営に関する基準が見直されることに伴い、省令を参酌等し、同様の改正を行うもの。平成29年4月1日から施行

- (1) 利用者の希望を踏まえた就労の機会の提供を行う旨の規定を追加するもの
- (2) 事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金総額以上となるようにする旨の規定を追加するもの
- (3) 運営規程で定めるべき項目に利用者の労働時間等を追加するもの

・第12号議案 越谷市手数料条例の一部を改正する条例制定について

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が施行され、建築物の非住宅部分の床面積が2,000㎡以上の建築を行う場合、建築確認の前に建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けることが建築主に義務付けられることに伴い、次に掲げる手数料を定めるもの。平成29年4月1日から施行

- (1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料
- (2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定再判定手数料
- (3) 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請手数料

・第13号議案 越谷市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

赤山町第三公園を供用開始するもの。平成29年4月1日から施行

・第14号議案 越谷市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例制定について

平成29年3月31日までとなっている制度融資に係る利子助成の特例期間を更に1年間延長し、平成30年3月31日までとするもの。平成29年4月1日から施行

・第15号議案 越谷市立小中学校使用教科用図書選定委員会条例制定について

越谷市立小中学校において使用する教科用図書の採択の適正かつ公正な実施を図るため、教育委員会の附属機関として、越谷市立小中学校使用教科用図書選定委員会を設置するもの。附則において越谷市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正。平成29年4月1日から施行

- (1) 所管事項：教科用図書の選定に関する事項について調査審議する。
- (2) 組織：次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する委員16人以内で組織
 - ① 学校に在籍する児童又は生徒の保護者
 - ② 教科用図書の採択について識見を有する者
 - ③ 学校の校長又は教頭
- (3) 任期：委嘱又は任命の日からその年の8月31日まで
- (4) 委員の報酬等
報酬：(日額) 6,000円 費用弁償：(1日につき) 2,500円

・第16号議案 越谷市立小中学校施設空調設備設置事業に係る特定事業契約の締結について

- (1) 契約の目的：越谷市立小中学校施設空調設備設置事業
- (2) 契約の方法：公募型プロポーザル方式による随意契約
- (3) 契約金額：50億4,005万7,127円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額3億7,223万5,460円）に金利変動、物価変動及び税制度の変更による増減額を加算した額
- (4) 契約期間：契約締結日から平成42年3月31日まで
- (5) 契約の相手方：PFIこしがや学習環境整備株式会社
- (6) 設置箇所：越谷市立小学校（全30校） 950箇所
越谷市立中学校（全15校） 469箇所
計 1,419箇所

・第17号議案から第25号議案まで

平成28年度越谷市一般会計補正予算（第4号）について ほか補正予算8件

・第26号議案から第36号議案まで

平成29年度越谷市一般会計予算について ほか当初予算10件